



## 乳 幼 児 用 ハ イ チ ェ ア の S G 基 準

通商産業大臣承認 51産第 7279号 1976年 11月 15日  
財団法人製品安全協会改正・17 安全業第 091号 2005年 11月 1日  
一般財団法人製品安全協会改正・27 安全業 G 第 133号 2015年 12月 1日  
一般財団法人製品安全協会改正・28 安全業 G 第 184号 2017年 4月 17日

## 序文

このSG基準及び基準確認方法は、一般財団法人製品安全協会が以下の安全管理委員会専門部会で改正し、ガットスタンダードコード及びWTO/TBT協定 附属書3に基づく海外通報手続を経た上で、制定された製品安全基準とその評価方法である。このSG認定は適合性評価手続き（SGマーク制度）の適用を受けるものであって、製造物責任法等のいかなる他法令の適用が除外されるものではない。

一般財団法人製品安全協会は、このSG基準の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起すると共に、これらの知的所有権出願に係わる確認について責任はもたない。

一般財団法人製品安全協会の許可なしに、このSG基準の一部又は全部を電子的又は機械的な（写真、マイクロフィルムを含む。）いかなる様式又は手段により、複製又は利用してはならない。

### 乳幼児用ハイチェア（改正）専門部会 委員名簿

	氏 名	所 属	(五十音順・敬称略)
(部会長)	西田 佳史	独立行政法人 産業技術総合研究所	
(委 員)	有井 祐輔	コンビ 株式会社	
	伊吹 裕司	株式会社 大和屋	
	蛭谷 勝司	独立行政法人 製品評価技術基盤機構	
	奥野 祐一	一般財団法人 日本文化用品安全試験	
	鞠 緑	イオントップバリュ 株式会社	
	菊池 貴幸	株式会社 アガツマ	
	佐竹 愛子	NPO法人かわさきコンシューマーネット	
	佐藤 博明	日本トイザラス株式会社	
	曾我部 佑太	株式会社 カトージ	
	樋口 義則	株式会社 ストッケ	
	布施 智史	一般財団法人 化学研究評価機構	
	見座 宏昭	一般財団法人 ボーケン品質評価機構	
	宮内 悦男	全国ベビー&シルバー用品連合会	
	宮崎 祐介	国立大学法人 東京工業大学	
(関係者)	経済産業省商務流通保安グループ製品安全課		
	経済産業省製造産業局生活製品課		
(事務局)	一般財団法人製品安全協会 業務グループ		
	110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪		
	業務グループ代表 E-Mail operation@sg-mark.org		
	管理グループ	TEL 03-5808-3300	FAX 03-5808-3305
	業務グループ	TEL 03-5808-3302	FAX 03-5808-3305
	PLセンター	TEL 03-5808-3303	FAX 03-5808-3305

## 乳幼児用ハイチェアのSG基準 SG Standard for Infant High Chair

### 1 基準の目的

この基準は、乳幼児用ハイチェアの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

### 2 適用範囲

この基準は、一般家庭の室内で使用する一人用乳幼児用ハイチェア（以下「ハイチェア」という。）について適用する。ここでいうハイチェアは、高さ調節機能を有したものを含むが、乳幼児用ハイローラック、クーハン、乳幼児用テーブル取付け式座席、一人乗りぶらんこ、乳幼児用揺動シート及び簡易移動用のキャスタ機能を有したものは含まない。なお、高さ調節機能とは、脚の長さを調節していす全体の高さを変えるもの及び座面と足乗せを上下させて高さを変えるもの等をいう。

### 3 種類

ハイチェアの種類は、次のとおりとする。

I形：ハイチェア本体に身体保持機構が取り付けられていない形式のもの。

I a 形：18 か月以上 60 か月（体重 23kg 以下）までの幼児が使用するもの。ただし、横枠を有すること。

I b 形：36 か月以上 60 か月（体重 23kg 以下）までの幼児が使用するもの。

ただし、ここでいう身体保持機構とは、乳幼児の転落を防止するための機構をいい、①股ベルト（股フレームの場合を含む）＋腰ベルト＋横枠、又は②股ベルト（股フレームの場合を含む）＋前枠（テーブルと兼用の場合を含む）をいう。

また、ここでいう横枠とは側方への転落防止を目的とした手すり等のことをいい、前枠とは前方及び側方への転落防止を目的としたフレーム等のことをいう。

II形：ハイチェア本体に身体保持機構が取り付けられる形式のもの。

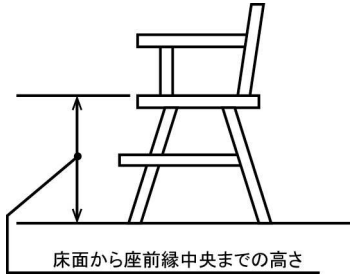
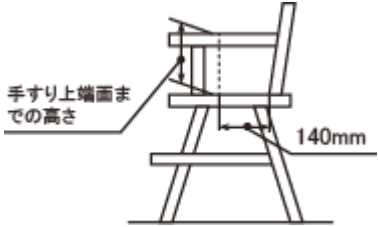
II a 形：お座りができる概ね 7 か月から 36 か月（体重 17kg 以下）までの乳幼児が使用するもの。

II b 形：お座りができる概ね 7 か月から 60 か月（体重 23kg 以下）までの乳幼児が使用するもの。

#### 4 安全性品質

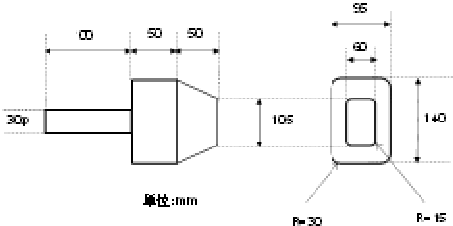
ハイチェアの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
<p>1. 構造、外観及び寸法</p>	<p>1. ハイチェアの構造、外観及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、身体が触れる部分には傷害を与えるようなばり、先鋭部等がないこと。</p> <p>(2) 外部に現れるボルト、ナット等の先端は、著しく突出していないこと。</p> <p>(3) 組み立ては確実にでき、組み立てた各部には使用上支障のある緩み、がた、変形等がないこと。</p> <p>(4) 乳幼児の手足の届く範囲に、硬質材料で構成された 5mm 以上 13mm 未満の傷害を与えるおそれがあるすき間がないこと。 ただし、深さ 5mm 未満のすき間はこの限りでない。</p> <p>(5) 床面から座前縁中央までの最高位の高さは 450mm 以上 600mm 以下であること。 なお、脚の長さを調節することができ、乳幼児の足が接地するものものにあつては（以下「小さい兼用タイプ」という。）、最低高さ時の床面から座前縁中央までの高さは 260mm 以下であること。</p>	<p>(1) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(2) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(3) 取扱説明書に従い組み立てを行い、目視、操作等により確認すること。</p> <p>(4) 硬質材料（木材、金属、硬質プラスチック等）で構成された部品間のすき間をスケール等により確認すること。</p> <p>(5) 図 1 に示す寸法をスケール等により測定して確認すること。ただし、座面に軟質材料等が施されているものにあつては、座面縁中央に木製あて板（幅 50mm、長さ 50mm を標準とする）を置き、あて板の中央に質量 5kg の重すいを載せた状態で、座面からの高さを測定すること。 なお、高さ調整機能を有するものにあつては、座面の高さが最高位するとき、規定の高さ（450mm 以上 600 mm以下）になることを確認</p>

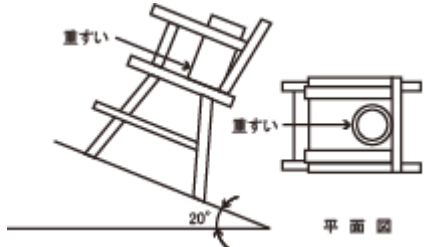
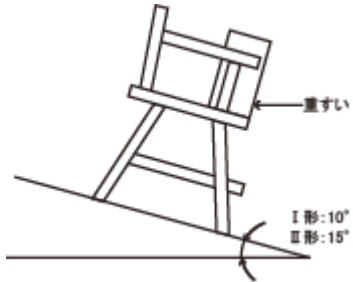
項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(6) 横枒を有するものにあつては座側面から横枒上端までの高さは、I形で150mm以上、II形で180mm以上であること。</p> <p>また、横枒の奥行きは140mm以上であること。</p> <p>ただし、II形で身体保持機構として前枒を有するもの及びIb形は除く。</p> <p>(7) II形で身体保持機構として前枒を有するものにあつては、乳幼児が容易に転落しない構造であること。</p>	<p>すること。</p>  <p>図1 座の高さ</p> <p>(6) 図2に示す寸法をスケール等により測定して確認すること。なお、高さ調整機能を有するものにあつては、座面の高さが最高位るとき、規定の高さ（I形150mm以上、II形180mm以上）になることを確認すること。</p>  <p>図2 手すりの高さ及び奥行き</p> <p>(7) 次のいずれかを満たすことを確認すること。なお、高さ調整機能を有するものにあつては座面の高さを最高位に調整して確認すること。</p> <p>(a) 座上面から前枒の上端面までの高さが180mm以上240mm以下であること。</p> <p>ただし、乳幼児の身体を十分に保持可能な腰ベルト等を有しているものにあつては150mm以上（240mm以下）でもよい。</p>

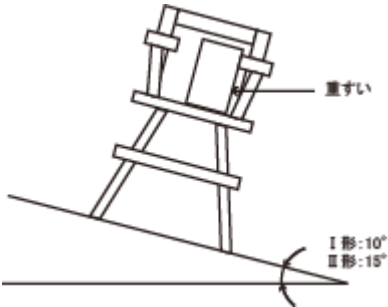
項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(8) 座前面にフレーム、テーブル等を有するものにあつては、先端から前脚先端までの寸法は100mm 以下であること。</p> <p>(9) 背もたれの高さは、250 mm以上であること。</p>	<div data-bbox="850 297 1453 539" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1038 562 1262 595">図3 前枠の高さ</p> <p data-bbox="868 651 1453 730">(b) その他、乳幼児の動きを十分拘束できる構造であること。</p> <p data-bbox="855 790 1453 869">(8) 図4に示す寸法をスケール等により測定して確認すること。</p> <div data-bbox="986 887 1318 1137" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="983 1205 1321 1238">図4 前脚先端までの寸法</p> <p data-bbox="855 1294 1453 1373">(9) 図5に示す寸法をスケール等により測定して確認すること。</p> <p data-bbox="879 1384 1453 1507">なお、高さ調整機能を有するものにあつては、座面が最高位るとき、規定の高さ(250mm 以上)になることを確認すること。</p> <div data-bbox="986 1536 1318 1776" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1010 1843 1294 1877">図5 背もたれの高さ</p>

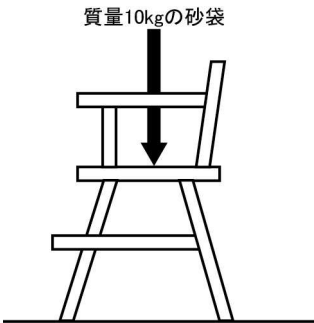
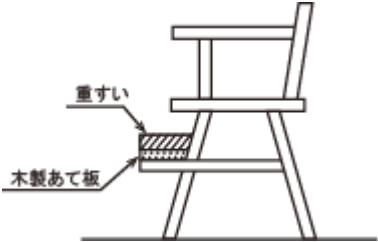
項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(10) 足乗せ上面から座前縁中央までの高さは、250mm 以下であること。</p> <p>(11) 股ベルト（股枠フレームの場合を含む）、腰ベルト及び前枠を有するものにあつてはベルト等の幅は 25mm 以上であること。また、腰ベルトは長さ調節ができること。</p> <p>(12) 高さ調節機能を有するものにあつては、乳幼児が容易に操作できない構造であること。</p> <p>(13) ハイチェア本体に折り畳み構造を有するものにあつては、使用時に容易に折り畳まれない構造であること。</p> <p>(14) I a 形及びII形のものにあつては、座面と手すり及び背もたれ等との間には、乳幼児の身体が入り込む開口部がないこと。</p>	<p>(10) 図6 に示す寸法をスケール等により測定して確認すること。</p> <p>なお、高さ調整機能を有するものにあつては、足乗せとの高さが 250 mm以下に調節できることを確認すること。</p> <div data-bbox="970 510 1329 786" style="text-align: center;"> </div> <p>図6 座—足乗せの高さ</p> <p>(11) 目視及びスケール等により測定して確認すること。</p> <p>(12) 目視等により確認すること。</p> <p>(13) 折り畳む方向に 100N の力を 1 分間加えたとき、折り畳まれないことを目視により確認すること。</p> <p>(14) 座面の高さ調節機能の有無により、以下の開口部について確認すること。</p> <p>なお、座面の高さが調節できるものにあつては、36 か月までの推奨高さにおける座面高さでの開口部とする。</p>

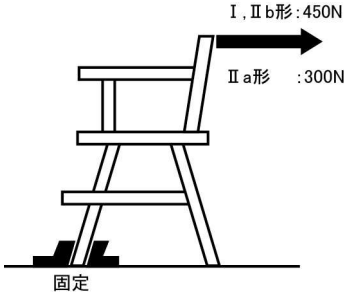
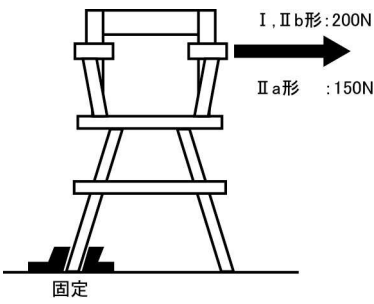
項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(15) 可動式のテーブルを有するもので、テーブル操作時に横枠等側面との間に 13 mm未満の交差するすき間ができるものにあつては、乳幼児が容易に動かさないよう本体に固定できるか、保護カバー等のせん断防止対策が施されていること。</p>	<p>(a) 高さ調節機能のないもの。 開口部に図7に示す試験器具（体幹プローブ）を 30Nの力で挿入し、通り抜けないことを確認すること。</p>  <p>図7 体幹プローブ</p> <p>(b) 高さ調節機能のあるもの</p> <p>①前枠と股フレーム等が一体となっている身体保持機構（ベビーセット等）を装着するものにあつては、装着された状態で、図7に示す試験器具（体幹プローブ）を 30Nの力で挿入し、通り抜けないことを確認すること。</p> <p>②ベビーセット等を装着しないものにあつては、座面の最高位を含め、表示された、36 か月までの乳幼児が使用する場合の最低調整位置までの開口部について、図7に示す試験器具（体幹プローブ）を 30Nの力で挿入し、通り抜けないことを確認すること。</p> <p>(15) スケール等により交差するすき間を測定し、目視、触感、操作等により確認すること。</p>

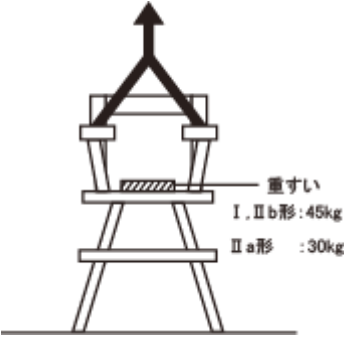
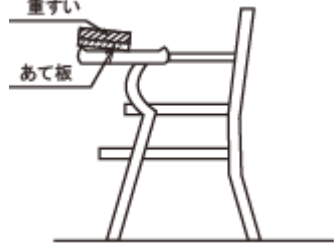


項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2. 安 定 性	<p>2. ハイチェアの安定性は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 後方安定性試験を行ったとき転倒しないこと。</p> <p>(2) 前方安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。</p>	<p>2. 以下の安定性試験で、高さ調節ができるものにあつては、最高位状態で試験を行うものとする。</p> <p>(1) 図8に示すように、座と背もたれとの接触中央部に質量15kgの重すい（注1）を固定する。この状態で、20°後方に傾斜させ、転倒しないことを目視により確認すること。</p> <p>（注1）直径200mm、高さ300mmの鋼製シリンダとする。</p>  <p>図8 後方安定性試験</p> <p>(2) 図9に示すように、座面前縁中央部に質量15kgの重すい（注1）を固定した状態で、I形にあつては10°、II形にあつては15°前方に傾斜させたとき、転倒しないことを目視により確認すること。</p> <p>なお、前枠や腰ベルトを有するものは、枠内やベルトで固定して行うものとする。</p> <p>また、テーブルを有するものは、テーブルを装着して行うものとする。</p>  <p>図9 前方安定性試験</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
<p>3. 強 度</p>	<p>(3) 側方安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。</p> <p>3. ハイチェアの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 座面の耐衝撃試験を行ったとき、調節高さの下降、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p>	<p>(3) 図10に示すように、座の手すりとの接触中央部に質量15kgの重すい(注1)を固定した状態で、I形にあつては10°、II形にあつては15°側方に傾斜させたとき、転倒しないことを目視により確認すること。</p> <p>なお、前枠や腰ベルトを有するものは、枠内やベルトで固定して行うものとする。</p> <p>また、テーブルを有するものは、テーブルを装着して行うものとする。</p>  <p>図10 側方安定性試験</p> <p>3. 試験は、特に指定がない場合、取扱説明書どおり正常に組み立て、水平、平坦な床面上に設置して行うものとする。</p> <p>(1) 図11に示すように、座面中央部に、直径200mmの円筒形の質量10kgの砂袋を座上面150mmの高さから毎分5回から15回の落下サイクルで250回繰り返し落下させた後、異状がないことを目視、触感等により確認すること。</p> <p>なお、高さ調節ができるものにあつては、最高位で試験を行い、調節された高さが下降することがないことも目視等により確認すること。</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(2) 足乗せの静的強度試験を行ったとき、転倒せず、かつ破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p>	<div style="text-align: center;">  <p>質量10kgの砂袋</p> </div> <p>図 1 1 耐衝撃試験</p> <p>(2) 図 1 2 に示すように、足乗せ上面中央部に、I 形及びII b 形にあつては質量 45kg、II a 形にあつては 15kg の重すいを木製あて板（注 2）を介して静かに載せ、転倒がないことを目視により確認する。この状態で 1 分間放置した後、異状の有無を目視、触感等により確認すること。</p> <p>なお、脚の長さを変えて高さ調節ができるものにあつては、最高位で試験を行い、足乗せを上下に調節できるものにあつては、座面の最低位より 250mm 下った位置に足乗せを調節し、試験を行うこと。</p> <p>（注 2）木製あて板の形状は、標準として長さ 250mm、幅 70mm、厚さ 15mm とする。</p> <div style="text-align: center;">  <p>重すい</p> <p>木製あて板</p> </div> <p>図 1 2 足乗せの静的強度試験</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(3) 背もたれの水平強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(4) 座側面に手すり、テーブル受け等を有するものにあつては水平強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p>	<p>(3) 図 1 3 に示すように、前脚を固定し、背もたれ上端中央部外側方向へ水平に、I 形及び II b 形にあつては 450N、II a 形にあつては 300N の力を 1 分間加えた後、異状の有無を目視、触感等により確認すること。なお、脚の長さを変えて高さ調節ができるものにあつては、最高位で試験を行うこと。</p>  <p style="text-align: center;">図 1 3 背もたれの水平強度試験</p> <p>(4) 図 1 4 に示すように、脚部の末端を固定し、その対角上の手すり等中央部に、I 形及び II b 形は 200N、II a 形は 150N の力を 1 分間加えた後、異状の有無を目視、触感等により確認すること。引き続き反対側の手すりについても同様にして確認すること。</p> <p>なお、脚の長さを変えて高さ調節ができるものにあつては、最高位で試験を行うこと。</p>  <p style="text-align: center;">図 1 4 水平強度試験</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(5) 座側面に手すり、テーブル受け等を有するものにあつては、上方持ち上げ試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(6) 座前面にフレーム、テーブル等を有するものにあつては、静的強度試験を行ったとき、転倒せずかつ破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p>	<p>(5) 図15に示すように、座上面中央にⅠ形及びⅡb形は質量45kg、Ⅱa形は30kgの底面直径200mmの円形重すいを静かに載せ、手すり等中央部を1分間持ち上げた後、異状の有無を目視、触感等により確認すること。</p>  <p>図15 上方持ち上げ試験</p> <p>(6) 図16に示すように、フレーム等中央部に幅120mmのあて板を介して質量10kgの重すいを静かに載せ、転倒がないことを目視により確認する。この状態で1分間放置した後、異状の有無を目視、触感等により確認すること。</p> <p>ただし、テーブルにあつては、その前方中央部に、標準として長さ150mm、幅120mm、厚さ20mmのあて板を置き、同様に試験を行うものとする</p>  <p>図16 前枠の静的強度試験</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(7) 座前面にフレーム、テーブル等を有するものにあつては、上方への静的強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。ただし、固定式でないものは除く。</p> <p>(8) 股ベルト（股フレームの場合を含む）や腰ベルト等、身体保持用ベルトの強度試験を行ったとき、ベルトの破損、変形、ロックの外れ及び使用上支障のある異状がないこと。</p>	<p>(7) 図17に示すように、脚部を固定し、テーブル等の座側中央部を上方へ100Nの力を1分間加えた後、異状の有無を目視、触感等により確認すること。</p> <div data-bbox="1002 481 1300 817" data-label="Image"> </div> <p>図17 前枠の上方静的強度試験</p> <p>(8) 股ベルト（股フレームの場合を含む）単体の場合は単体で、股ベルトと腰ベルトが一体でないものは、腰ベルトを股ベルトに装着した後、以下の試験を行う。</p> <p>いすを固定し、図18に示すように股ベルトの中央部に直径25mmの丸棒を介して外側水平方向へ150Nの荷重を加え、20回（毎秒約1回のサイクルで）繰り返し引っ張る。その後、300Nの力を外側水平向きに1分間加えた後、異状の有無を目視、触感等により確認すること。</p> <div data-bbox="997 1489 1316 1736" data-label="Image"> </div> <p>図18 身体保持ベルトの強度試験</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(9) ベルトを有するもので、ベルトに長さ調節機構があるものは、ベルトの緩み試験を行ったとき、締め付け具の変形、破損等がなく、かつ、緩みが 30mm 以下であること。</p> <p>(10) 前枠等の取外しが可能な部品類は、容易に外れないこと。</p>	<p>(9) 図 19 に示すように、ベルトを本体から取り外し、ベルトを締めた状態で引っ張り試験機を用い、ベルトの両端 が 250mm になるように固定する。</p> <p>ベルトに 100N の力を加えた後、チャック間を 200mm にもどし、その操作を 10 回繰り返す。このとき、締め付け具の緩みが 30mm 以下であることをスケール等により測定して確認し、各部に異状がないことを目視、触感等により確認すること。</p> <div data-bbox="979 757 1326 958" data-label="Diagram"> </div> <p>図 19 ベルトの緩み試験</p> <p>(10) 取外しが可能な部品類は、取り外される方向に 200N の力で引っ張ったとき、外れたり、使用上支障のある異状が生じないことを目視、触感等により確認すること。</p> <p>なお、すき間や高さ調節操作部位用の保護カバー類にあっては、50N の力で引っ張り、同様に外れ等がないことを確認すること。</p>


項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
4. 材料	<p>4. ハイチェアの場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 木材及び木質材料には著しい割れ、くされ、虫食い、反り、狂い等がないこと。</p> <p>(2) 木材の含水率は 15%以下であること。</p> <p>(3) 耐食性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。</p> <p>(4) 合成樹脂製部品及び合成樹脂製塗料で塗装した部品にあつては、有害物質を含有しないこと。</p> <p>(5) 繊維材料からは、ホルムアルデヒドの溶出がないこと。</p>	<p>(1) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(2) 電氣的測定方法により確認すること。</p> <p>(3) 防せい処理が適切であることを目視及び触感等により確認すること。</p> <p>(4) 食品衛生法に基づく厚生省告示第 370 号第 4 おもちゃの規定によること。ただし、確認は試験成績書によること。</p> <p>(5) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく昭和 49 年厚生省令第 34 号別表第 1 ホルムアルデヒドの項に規定する基準に適合していることを確認すること。ただし、確認は試験成績書によること。</p>
5. 付属品	<p>5. ハイチェアの付属品は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 付属品は、ハイチェアの安全性を損なうものであってはならない。</p>	<p>(1) 傷害を与えるような突起、先鋭部、ばり、めっきのびり等の有無、機能等を目視、触感等により確認すること。なお、取付けて使用する付属品にあつては、それを取り付けた状態で、この基準に規定される安定性試験等を実施し、各項目に適合することを確認すること。ただし、付属品の有無に抵触しない項目にあつてはこの限りではない。</p>



項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(2) 製品に装着される付属の小部品等は、外れた場合に誤飲する大きさではないこと。</p>	<p>(2) トルク試験及び引っ張り試験によって外れないことを確認し、外れた場合には図20に示すシリンダに抵抗なく入り込まないことを確認すること。</p> <p>トルク試験は、小部品を 180° 回転させるか又は、0.34N・m のトルクで回転させる。いずれの試験も回転力を 10 秒間加え、その後、反対方向にも同様に回転させる。</p> <p>引っ張り試験は、トルク試験後に行い、クランプなどで掴み、90N の力を 10 秒間加える。</p> <div data-bbox="981 801 1321 1361" data-label="Diagram"> </div> <p>図20 小部品の誤飲性確認シリンダ</p>

5 表示及び取扱説明書

ハイチェアの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えず、かつ剥がれにくい方法で次の事項を表示すること。ただし、(3)については、その主旨を見やすい箇所に表示すること。</p> <p>また、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号。</p> <p>(3) 使用年齢範囲と身体保持機構の使用</p> <p>I a 形の例. 「使用年齢範囲は、18 か月から 60 か月（体重〇〇kg 以下）までです。保護者の監督下(特に 36 か月以下は必ず保護者が付き添い) で使用すること。」</p> <p>I b 形の例. 「使用年齢範囲は 36 か月から 60 か月（体重〇〇kg 以下）までです。保護者の監督下で使用すること。」</p>	<p>1. 表示の消えにくさ、剥がれやすさ及び必要な項目の有無を目視、触感等で確認すること。</p> <p>なお、(3)及び(4)の表示項目は、安全警告標識（）を併記し、目立つ色彩を用いるなどしてより認知しやすいものであることを確認すること。</p> <p>また、文字の大きさは 4.9 mm以上の大きさ（縦寸法）の「警告」、「注意」などのシグナルワードを併記し、より認知しやすいものであることを確認すること。</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>Ⅱa形の例.</p> <p>「使用年齢範囲は、お座りができる概ね7か月から36か月（体重〇〇kg以下）までです。必ず保護者が付き添い、絶対に幼児を一人で放置しないこと。また、必ず身体保持機構を装備して使用すること。」</p> <p>Ⅱb形の例.</p> <p>「使用年齢範囲は、お座りできる概ね7か月から60か月（体重〇〇kg以下）までです。保護者の監督下（特に36か月以下は必ず保護者が付き添い）で使用すること。また、36か月までは必ず身体保持機構を装備して使用すること。」</p> <p>Ⅱb形の例。（上限が60か月を超えるもの）</p> <p>「使用年齢範囲は、お座りできる概ね7か月から体重〇〇kg以下までです。乳幼児（60か月以下）が使用する場合は、保護者の監督下（特に36か月以下は必ず保護者が付き添い）で使用すること。また、36か月までは必ず身体保持機構を装備して使用すること。なお、SGマーク制度は60か月以下の乳幼児に適用されます。」</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(4) 外から力をかけると転倒の危険性がある旨。特に、乳幼児が乗っている場合は注意する旨。また、乳幼児が乗っていない場合を含み、他の幼児が外から手をかけたり、よじ登ったりしないよう注意する旨。</p> <p>(5) 高さ調整機能を有するものにあっては、36 か月までの乳幼児が使用する場合の調整位置。</p> <p>(6) 座面を上下させて高さが変わるものにあっては、座面を下げすぎると、乳幼児が手すりや背もたれ等とのすき間に挟まれる危険性がある旨。</p> <p>(7) テーブルが可動式のものにあっては、テーブル使用時は手や指を挟まないよう注意する旨。</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には、次に示す主旨の取扱上の注意事項を明示した説明書を添付すること。</p> <p>ただし、(1)は取扱説明書の表紙などの見やすい箇所に表示し、(2)及び(3)は図などを併記して理解しやすいものとし、(6)は、安全警告標識等を併記してより認知しやすいものとする。</p> <p>なお、その製品に該当しない事項は、省略してもよい。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管する旨。</p> <p>(2) 組立て式のものは、その組立ての要領及び注意。</p> <p>(3) 高さ等の調節方法、固定部等の操作方法。なお、高さ等の調整方法には次に示す内容が記載されていること。</p> <p>(a) 36 か月までの乳幼児が使用する場合の調整位置。</p> <p>(b) 足乗せの高さが調整できるものにあっては、乳幼児の足が届く高さに調整する旨。</p> <p>(c) 足乗せが取り外せるものにあっては、乳幼児の足が接地するまでは足乗せを取付けて使用する旨。</p>	2. 専門用語が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(d) 座面及び足乗せの位置を前後に調整できるものにあつては、その調整位置。</p> <p>(4) 身体保持機構の説明、取付方法、調整方法等。</p> <p>I a 形の例. 「使用年齢範囲は、18 か月から 60 か月（体重〇〇kg 以下）までです。保護者の監督下(特に 36 か月以下は必ず保護者が付き添い) で使用すること。」</p> <p>I b 形の例. 「使用年齢範囲は 36 か月から 60 か月（体重〇〇kg 以下）までです。保護者の監督下で使用すること。」</p> <p>II a 形の例. 「使用年齢範囲は、お座りができる概ね 7 か月から 36 か月（体重〇〇kg 以下）までです。必ず保護者が付き添い、絶対に幼児を一人で放置しないこと。また、必ず身体保持機構を装備して使用すること。」</p> <p>II b 形の例. 「使用年齢範囲は、お座りができる概ね 7 か月から 60 か月（体重〇〇kg 以下）まで</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>です。保護者の監督下（特に 36 か月以下は必ず保護者が付き添い）で使用すること。また、36 か月までは必ず身体保持機構を装備して使用すること。」</p> <p>Ⅱb 形の例.（上限が 60 か月を超えるもの）</p> <p>「使用年齢範囲は、お座りができる概ね 7 か月から体重 〇〇kg 以下までです。乳幼児（60 か月以下）が使用する場合は、保護者の監督下（特に 36 か月以下は必ず保護者が付き添い）で使用すること。また、36 か月までは必ず身体保持機構を装備して使用すること。なお、SG マーク制度は 60 か月以下の乳幼児に適用されます。」</p> <p>(5) 身体保持機構の説明、取付方法、調整方法等。</p> <p>(6) 使用上の注意</p> <p>(a) 踏み台など、いす以外での用途外使用は行わない旨。</p> <p>(b) 座席に乳幼児を乗せたまま、持ち上げたり、移動したり、高さ調節をしない旨。</p> <p>(c) 折り畳式の組み立てやテーブル、トレー等の取り付け</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>は、乳幼児の手指などを挟むことがないように、乳幼児が触れた状態では行なわない旨。</p> <p>(d) 座面及び足乗せに立たせない旨。</p> <p>(e) 前枠（テーブルと兼用の場合を含む）及び手すりから身体を乗り出させない旨。</p> <p>(f) 水平、平坦で ストープ等の危険物がない場所で使用する旨。</p> <p>(g) 乳幼児が足乗せを踏み台にしていすに乗り降りする場合は、バランスを崩すと危険であるため、保護者が付き添う旨。</p> <p>(h) 外から力をかけると転倒の危険性がある旨。特に、乳幼児が乗っている場合は注意する旨。また、乳幼児が乗っていない場合を含み、他の幼児が外から手かけたり、よじ登ったりしないよう注意する旨。</p> <p>(i) 各部に緩みのないことを確認してから使用する旨。</p> <p>(j) 座面を上下させて高さを変えられるものにあっては、座</p>	



項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>面を下げすぎると、乳幼児が手すりや背もたれ等とのすき間に挟まれる危険性がある旨。</p> <p>(k) テーブルが可動式のものにあっては、テーブル使用時は手や指を挟まないよう注意する旨。</p> <p>(1) テーブル等を取り外した場合、取付け用穴等が露出するため、注意する旨。</p> <p>(7) 日常の点検、保守、清掃などに関する説明。</p> <p>(8) 販売時製品に付属されているものの取扱注意。例えば、ビニール袋、梱包材など。</p> <p>(9) 修理、廃棄に関する注意事項</p> <p>(10) S Gマーク制度は、いすの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。</p> <p>(11) 製造事業者、輸入事業者又は販売事業者の名称、住所及び電話番号。</p>	